

表彰規則

JS1-09-1

公益社団法人 日本経営工学会

(総則)

- 第1条 本会は日本経営工学会定款第5条(3)に基づいて以下の賞を設け、本規則により表彰を行う。
- (1) 日本経営工学会賞(学術)(以下「学会賞(学術)」という)
 - (2) 日本経営工学会賞(功労)(以下「学会賞(功労)」という)
 - (3) 日本経営工学会論文賞(以下「論文賞」という)
 - (4) 日本経営工学会論文奨励賞(以下「論文奨励賞」という)
- 2 理事会は上記四つの賞以外に賞(以下「特別賞」と総称する)を設け表彰することができる。

(目的)

- 第2条 学会賞(学術)は、経営工学の基礎及び応用研究ならびに技術の進歩発展に、学術的な側面から顕著な業績をあげた者に授与する。
- 2 論文賞は、経営工学で顕著な研究業績をあげた者に授与する。
 - 3 論文奨励賞は、今後の研究に発展性が期待でき奨励に値すると認められる研究業績をあげた者に授与する。
 - 4 特別賞は経営工学の実践的研究ならびに技術の発展普及に顕著な業績をあげた者ないし団体等に授与する。特別賞には、それぞれの賞の内容にふさわしい名称をつける。
- 第3条 学会賞(功労)は、学会の維持・発展に対して顕著な功労があった者に授与する。

(授賞資格)

- 第4条 学会賞(学術)、学会賞(功労)は本会名誉会員および正会員に対して授与する。
- 2 論文賞は、授賞の対象となる論文が受理された時点で本会名誉会員または正会員である著者に対して授与する。
 - 3 論文奨励賞は、授賞の対象となる研究業績が受理された時点で35歳以下の正会員(共同研究の場合は主となる者が35歳以下)である著者に対して授与し、既受賞者は除く。
 - 4 特別賞は本会会員はもとより、非会員に対しても授与することができる。

(対象業績)

- 第5条 学会賞(学術)の対象となる研究業績は、本学会論文誌に掲載された論文とし、これに関連する業績を参考とすることができる。
- 2 論文賞、論文奨励賞の対象となる研究業績は、最近1年間に本学会論文誌に掲載された論文とする。

- 3 特別賞の対象となる業績については、細則に定める。
- 第6条 学会賞（功労）の対象となる業績は、経営工学並びに当会の普及・発展、プレゼンスの向上への重要貢献とし、これに関連する功労を参考とすることができる。

（選考手続）

- 第7条 本規則に基づき受賞者の選考を行うために表彰委員会（以下「委員会」という）を設ける。
- 2 理事会は委員長を含めて12名以内の委員を選考し、会長はこれを委嘱する。
- 第8条 委員会は、受賞候補者推薦委員を選定し、各委員より広く受賞候補者の推薦を受ける。
- 第9条 委員会は受賞候補者の中から受賞者として適当と認められる者を選考し、選考理由書を添えて会長に報告する。
- 第10条 会長は委員会での選考結果を理事会に諮り、受賞者を決定する。

（表彰）

- 第11条 表彰は総会もしくは発表会等において表彰状及び副賞の授与をもって行う。
- 第12条 各賞の決定結果は、すみやかに経営システム誌ならびに本会ホームページへ掲載するよう手続きを行う。

附則

- 1 この規則の担当は表彰委員会とする。
- 2 この規則は、平成22年5月15日より施行する。
- 3 平成25年5月18日改正する。
- 4 平成27年5月30日改正する。